## 富士商工会議所 インボイス制度に関する調査票 集計結果

2023年10月1日から「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」がスタートします。消費税の処理に新たな仕組みが導入され、課税事業者は仕入先からインボイス(適格請求書)の発行が受けられないと、税額控除できない消費税が発生します。インボイスを発行できない免税事業者からの仕入れは、仕入額控除が認められなくなるため、現在は消費税を納めていない免税事業者にも大きく関係する制度です。

対象事業者の理解や対応がどの程度進んでいるのか把握するため、市内の会員企業を対象に「インボイス制度の対応状況」に関するアンケート調査を実施しました。

#### 【調査概要】

調査期間:令和5年1月4日~令和5年1月31日

調査対象:富士商工会議所の会員企業

有効回答数: 397 者/2,000 者(回収率 19.9%)

調査方法:郵送によるアンケート調査

#### 【回答企業の属性】

業種	事業者数	構成比
製造業	94	23.7%
小売業	39	9.8%
建設業	102	25.7%
卸売業	34	8.6%
サービス業	65	16.4%
その他	63	15.9%

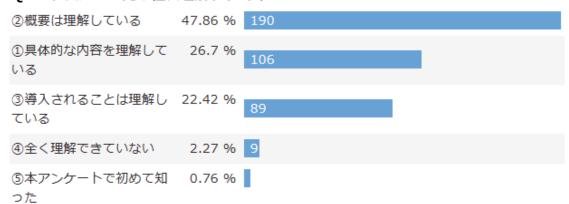
従業員数	事業者数	構成比
5人以下	151	38.0%
6-20 人	142	35.8%
21-50 人	52	13.1%
51-100 人	35	4.3%
100 人以上	17	8.8%

課税選択	事業者数	構成比
課税事業者	358	90.4%
免税事業者	38	9.6%

#### **Q1** 現在あなたは課税事業者ですか?

①課税事業者である	90.4 %	358
②免税事業者である	9.6 %	b 38

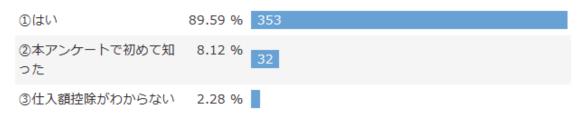
#### O 2 制度についてどの程度理解していますか?



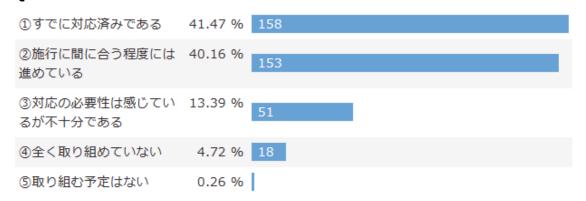
# Q3 2023 年 10 月からインボイスを発行するためには、2023 年 3 月までに登録申請が必要であることを知っていますか?

①(はい)	94.96 % 377
②いいえ	5.04 %

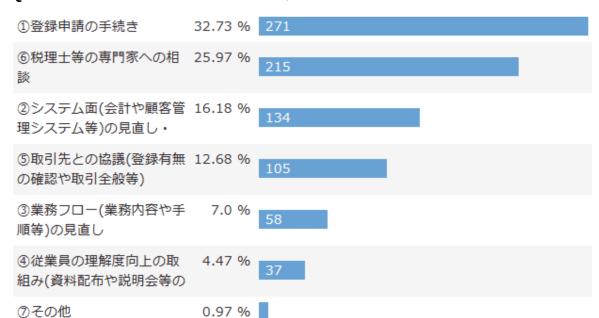
# Q 4 2023 年 10 月以降に買い手が消費税の仕入額控除を行うためには帳簿やインボイス等の保存が必要であることを知っていますか?



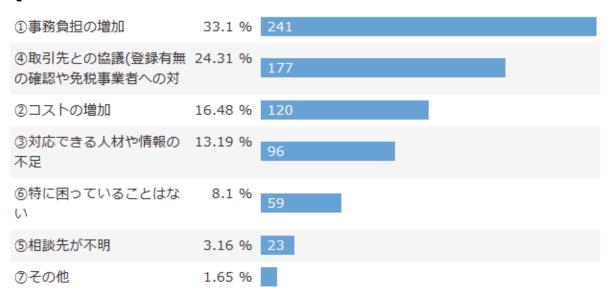
#### **O5** インボイス制度の対応状況を教えてください



## Q 6 インボイス制度に向けて実施済または取組中の対策を教えてください(複数選択可)



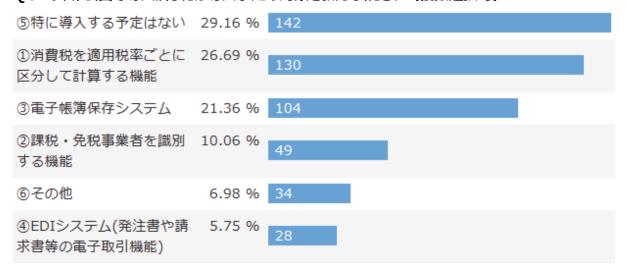
### Q7 インボイス制度への対応で課題に感じる点を教えてください(複数選択可)



#### 08 インボイス制度について主な相談先を教えてください

③関与税理士	77.23 % 295
⑤特に相談はしていない	12.3 % 47
⑥その他	3.14 %
①商工会議所等の経済団体	2.88 %
②税務署等の公的機関	2.88 %
④関与税理士以外の専門家	1.57 %

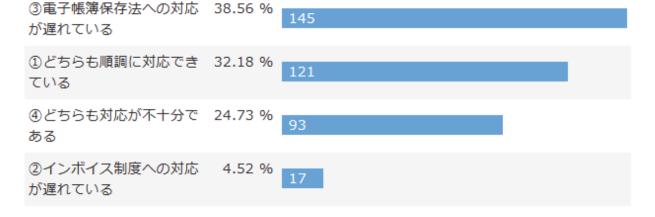
## Q 9 システム面で導入済または導入予定の対策を教えてください(複数選択可)



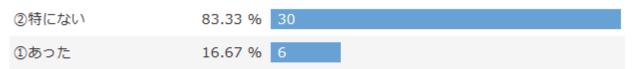
## Q10 仕入先に対して行った(行っている)対応があれば教えてください(複数選択可)

①登録番号の通知や確認	53.02 %	211
⑥相談する予定はない	18.59 %	74
<b>⑦その他</b>	7.04 %	28
②課税事業者に変更するよう要請・協議	6.03 %	24
⑤取引全般に関する協議	5.28 %	21
④システム面に関する協議	5.03 %	20
③適格請求書の発行時期や 方法等に関する協議	5.03 %	20

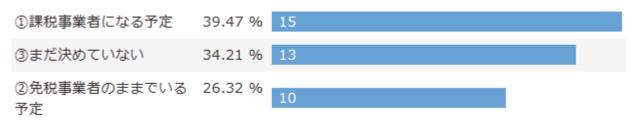
## Q11 インボイス制度と近い時期に施行される電子帳簿保存法改正への対応は進めていますか?



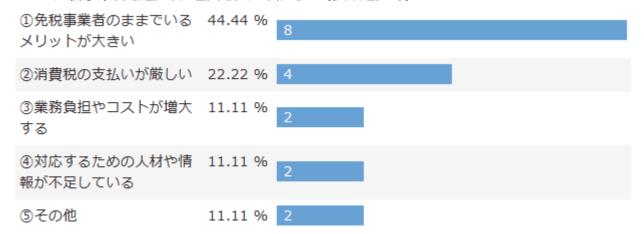
# M1 Q1で「②免税事業者である」と回答された方にお聞きします。 取引先から課税事業者へ変更してほしいという要請等はありましたか?



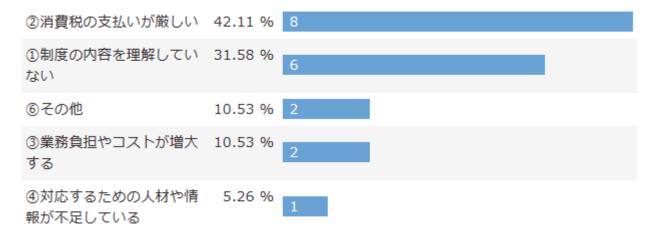
### M2 今後、課税事業者になる予定はありますか?



## M3 免税事業者を選択した理由を教えてください(複数選択可)



## M3 まだ決めていない理由を教えてください(複数選択可)



#### Q12 今後、インボイス制度に対して商工会議所に求める対応があればご記入ください。

- 概要は他のプラットフォームでも情報を得られるが、理解を深めるためのアウトプット先や質問などができる場があるとありがたい。
- ●免税業者だが、元請に切られるおそれがあるか、または売上減少になると思うとやらざる得ない状況。そういう声をまとめてあげてほしい。
- ●委託スタッフが多数いる。そのほとんどが年間 20 万円程度の非課税者ばかり。そういう人に課税事業者になってくれとは頼めない。結局、当方がその人たちの消費税相当の面倒を見なくてはいけない可能性が極めて高い。